

コーポレート・ガバナンス法制度

第1回2019.3.28
会社法の基礎－1



会社制度の起源

○1602 年設立オランダ東インド会社
(V.O.C) 特許会社

特徴(株式会社の性質を具備)

- ①出資者全員の有限責任制
- ②会社機関・取締役会の設置
- ③資本の証券化
- ④永続企業

旧アムステルダム証券取引所





比較：イギリス東インド会社

○1600年設立

当座企業

会社は、一航海ごとに資金を集め、最後は元本と利益を分配して解散

○1657年クロムウェルによって改組

出資者に配当するのみとなり、永続企業化

株式会社制度の紆余曲折

○株式会社形式によるバブルの発生

●南海の泡沫事件 (South Sea Bubbles)

1720年イギリスで起こった、南海会社の株価暴落による金融恐慌事件

●ミシシッピ泡沫事件

1720年フランスで起った、アメリカ植民会社に関わる金融投機破綻事件

株式会社法制の整備

英国の状況

○1830年代 鉄道事業会社の株式化

○1844年登記法

特許主義から準則主義

○1855年有限会社法

○1862年会社法

株式会社法の母

○アメリカ

1875年

ニュージャージー会社法

= 株式会社法制度

○日本

1899年商法の制定

会社法の意義一目的

「会社」の必要性

会社形態による経済活動が、国民経済上好ましい



- 事業の継続性
- 資本の集約(人・物・金・情報)
- リスク負担

○資本主義経済の発達にとって重要な役割
歴史的事実として存在してきた(近世の産物)。

会社法の範囲と性質

主として、会社法

補完するものとして、

会社法施行規則、会社計算規則、電子
公告規則(以上3つは法務省令)、会社法
整備法、金融商品取引法(証券取引法)、
商業登記法、 etc.

会社法は、民法の特別法

会社法とは

○大部分・私法的規制

(会社の内外の私人の利益を、それらの者の権利義務の規制を通して調整する)

○一部罰則や会社訴訟、司法行政(検査役の選任など)に関する公法的なものも含まれる

<会社の設立に対する考え方>

準則主義:法律に則り設立され、設立の要件を満たしてさえいれば会社として認める・緩やかな規制

Cf.特許主義, 免許主義

会社法の規制の目標①

○独禁法や金融商品取引法には目的が掲げられているが、商法(新会社法にも)にはそれがない。

↓しかし

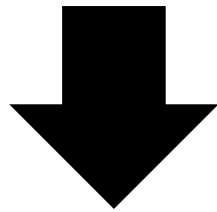
商法(会社法)の多くの規定は強行法規と考えられており、人の意思に反してでも強制するには、社会的に価値を認められた目標がなければならぬ(戦前の古い法律には、目的規定がない)

↓

会社＝市民の経済生活を支え、また社会の富の大きな部分を所有

会社法の規制の目標②

○会社の適正な運営の確保が、会社法の役割
会社をめぐる関係者の利益を公正に調整する
こと



○社員(出資者)と会社債権者
会社債権者の保護を図りつつ、社員の利益を
増進させるよう、会社が運営されるようにする

Cf.ステークホルダー

会社法の視点—役割

○会社関係者間の利害調整

会社の利益 ⇔ 取引の安全

社員の利益 ⇔ 会社債権者の利益

多数派社員の利益 ⇔ 少数派社員の利益

効率的な経営 ⇔ 経営者の専横の防止など

利益保護のための制度

- 事前の制度
- 監視・相互牽制のための組織構造
- 開示(通知・公告、登記など)
- 差止め

利益保護のための制度

○事後の救済策

○絶対無効、相対的無効

—会社組織に関する訴え

—対会社関係で無効、会社に対して対抗
不可

○損害賠償責任・支払義務

○その他の制裁

会社はどういう存在か

会社＝営利(社団)法人

営利を目的とするかぎり、商事会社も民事会社も(現行法ではこの区別は廃止)やはり会社として扱われる

Cf 営利を目的としない法人は非営利法人であり、公益法人もそれ以外の中間法人も会社ではない

「営利」の意味

○法人自身が利益を得ることを目的とするだけでなく、得た利益を構成員に分配することを目的とすること

⇒事業により得た利益を全て慈善寄付するなどの目的の会社を設立することはできない

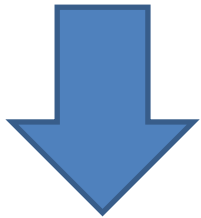


○営利を目的とする会社であれば、社員は利益の分配を受ける権利を有する(剰余金等の配当請求権は、奪うことのできない株主の固有権という説明)

法人＝権利能力の主体

○権利能力の主体

○自然人≠法人



○政策的に作られた**仮想**権利能力主体



○権利能力を制限，拡大が人為的に可能
例 株主の有限責任

会社の能力

○会社は権利義務の主体である
＝権利能力を有する(判例)

↓ただし

自然人に特有の、生命・身体・身分(相続)を前提とする権利義務を会社は持ちえない。

(Cf 名誉に関しては会社も有する)

↓

○どの範囲で権利義務を持ち得るとするかは、
法人立法政策の問題

法人構成の不都合な場合

○法人構成を否定すべき利用形態の場合に、法人格を取去り、出資者自体に責任を認める英米の判例法理

例外的に法人格の覆いを除き、その背後にいる社員に法人自体が負う責任を負わせる。（同視する）

法人格を認める利便性を無視する場合には、債権者等の利益を保護するための一般法理

法人格の否認(判例法理)

最判昭和44年2月27日判決 民集第23卷2号511頁

適用事例(設立間もない小規模会社)

○法人格の濫用

会社が社員と別人格であることを利用して、違法ないし不当な目的を実現する場合

○法人格の形骸化

法人としての実態が伴わない場合

法人格否認の効果と根拠

○部分的個別否定

法人格の濫用・形骸化いずれの場合も、全面的に会社の行為を否定するのではなく、個別の行為において、出資者の責任を追及できるか否かを検討。会社の解散命令(会社法第824条)とは異なる。

○法人格否認の法理の根拠

一般には権利濫用(民法第1条3項)が考えられる。日本は、実定法の国 根拠条文が必要

法人格否認法理の制限

○限定説

法人格否認の法理の適用場面は、意思表示等に関する規定や契約の解釈によって解決を図りそれが不可能なときだけに限定されるべきである。

○否定説

構成員が法人の背後にある実体とは考えられず、法人格否認の法理を使うべきでない。法人は実在するとの考え方？。